

財務 R4 リバースチャージ入力対応版（1次版 Ver.15.4）の予定

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式の見直し（リバースチャージ方式の導入）に対応した財務 R4 のリリース予定についてご案内いたします。リバースチャージへの対応は、次の2段階に分けてリリースいたします。

- 1次版（Ver.15.4）・・・ 入力関連（仕訳入力、チェックリスト）の対応
- 2次版（Ver.15.5）・・・ 出力関連（消費税計算書、申告書・付表の印刷）の対応

以下に内容についてまとめましたので、ご確認をお願いいたします。当内容は変更される可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

- 1. 発行プログラムと対象バージョン
- 2. プログラムの提供方法（予定）
- 3. 改正の概要
- 4. 改正等によるシステムの対応内容
- 5. その他の対応内容

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象
財務会計 R4	Ver. 15.4	Ver. 15.30 / 15.31
財務顧問 R4 Professional		
財務顧問 R4 Basic		
財務応援 R4 Premium		
財務応援 R4 Lite+		
財務応援 R4 Lite		
財務応援 R4 Lite for IKX		

2. プログラムの提供方法（予定）

- 会計システムマイページの公開
2015年9月24日（木） 9:00より
- E i ボードダウンロードマネージャーの公開
2015年10月1日（木） 9:00より
- オプションの CD 保守契約のお客様への送品開始

システム名	送品日
財務会計 R4 財務顧問 R4 Professional 財務顧問 R4 Basic 財務応援 R4 Premium 財務応援 R4 Lite+	2015年10月5日（月）
財務応援 R4 Lite 財務応援 R4 Lite for IKX	2015年10月9日（金）

※2次版（Ver.15.5）については、2015年11月のリリースを予定しております。

3. 改正の概要

システムに関する改正の概要は次のとおりです。

3-1. 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税見直し

所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号）等により、消費税法等の一部が改正され、国境を越えて行われるデジタルコンテンツの配信等の役務の提供に係る消費税の課税関係の見直しが行われました。

3-1-1. 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信など、電気通信回線（インターネット）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するかどうかの基準（内外判定基準）が、役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所等」に改正されました。

3-1-2. 課税方式の見直し（「リバースチャージ方式」の導入）

電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外のものとに区分されることとされました。

消費税法においては、課税資産の譲渡等を行った事業者が、当該課税資産の譲渡に係る申告・納税を行うこととされていますが、電気通信利用役務の提供のうち「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者から当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う「リバースチャージ方式」が導入されました。

<経過措置>

「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合のリバースチャージ方式は、経過措置により、当分の間は、当該課税期間について一般課税により申告する場合で、課税売上割合が 95%未満である事業者にのみ適用されます。

当該課税期間において、課税売上割合が 95%以上の事業者や簡易課税制度が適用される事業者は、「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合であっても、経過措置により当分の間、その役務の提供に係る仕入れはなかったものとされますので、その課税期間の消費税の確定申告では、当該仕入れは課税標準額、仕入控除税額のいずれにも含まれません。

※ 免税事業者は消費税の納税義務が免除されますので、免税事業者である課税期間において「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合であっても、リバースチャージ方式による申告は必要ありません。

3-1-3 リバースチャージ方式による申告

国内において国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

■課税標準額

国内事業者自身が行った課税資産の譲渡等の対価の額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計金額が、当該課税期間における課税標準額となります（千円未満切捨て）。

■仕入税額控除の対象となる消費税額

他の課税仕入れに係る支払対価の額に 108 分の 6.3 を乗じた金額及び特定課税仕入れに係る支払対価の額に 100 分の 6.3 を乗じた金額の合計額が、当該課税期間における仕入控除税額となります。

適用開始時期：

平成 27 年 10 月 1 日以後行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用

リバースチャージ方式による申告が必要な事業者：

申告の対象となる課税期間において「事業者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合で、その課税期間について一般課税により申告する事業者で、課税売上割合が 95%未満の事業者

一般課税で申告を行う事業者であっても当該課税期間における課税売上割合が 95%以上である事業者や当該課税期間について簡易課税制度が適用される事業者については、当分の間、特定課税仕入れはなかつたものとされます。また、免税事業者は、特定課税仕入れについても消費税の納税義務が免除されていますので、リバースチャージ方式による申告は必要ありません。

免税事業者である国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」も「特定課税仕入れ」に該当します。

《参考》国税庁のホームページ

■ 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/cross/01.htm>

3-1-4 消費税申告書・付表の様式変更及び追加

国境を越えた役務の提供に関する消費税の課税見直しに伴い、消費税申告書・付表の様式が変更されました。また、特定課税仕入を行った場合に必要な申告書別表が追加となります。

帳票名	変更内容
消費税及び地方消費税の申告書 (一般用)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 10 月 1 日以後終了課税期間分に改訂されました。 特定課税仕入れに係る別表提出有欄追加。
別表 特定課税仕入れがある場合の課税標準額等の内訳書	<ul style="list-style-type: none"> 新規帳票として追加。
付表 1 旧・新税率別、消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表 (経過措置対象期間)	<ul style="list-style-type: none"> 課税標準額①の内訳として下記を追加。 <ul style="list-style-type: none"> ①-1 課税資産の譲渡等の対価の額 ①-2 特定課税仕入れに係る支払対価の額 変換等対価に係る税額⑤の内訳として下記を追加 <ul style="list-style-type: none"> ⑤-1 売り上げの返還等対価に係る税額 ⑤-2 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額
付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等計算表 (一般用)	<p>下記の項目を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑪特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)
付表 2-(2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等計算表 (一般用)	<p>下記の項目を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑩特定課税仕入れに係る支払対価の額 ⑪特定課税仕入れに係る消費税額

《参考》国税庁のホームページ

■ 消費税法基本通達等の一部改正について (法令解釈通達)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shohi/kaisei/150508/index.htm>

3-2. 中小企業チェックリスト

■全国信用保証協会連合会「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト（平成27年4月制定）が公表されました。確認事項の変更の他、税理士登録番号および税理士法人番号の記入欄が追加されました。

■日本税理士会連合会「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト（平成27年6月改訂）が公表されました。

《参考》日本税理士会連合会のホームページ

■改正「中小企業の会計に関する指針」の公表について

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/indicator.html>

4. 改正等によるシステムの対応内容

対応予定は次のとおりです。

1次版でのリバースチャージ対応として、特定課税仕入の消費税区分を追加し、入力、帳票出力に対応します。消費税計算書、申告書・付表の印刷の対応は、2015年11月にリリースを予定しております2次版で対応します。

その他、中小企業チェックリストの変更に対応します。

4-1. 消費税区分の追加

特定課税仕入れの消費税区分（特定課税仕入には込／抜の区分を付けない）として、以下の区分を追加します。

分類	消費税区分（応援系）		消費税区分（IKX系）	
仕入用	91	特定課税仕入(対課税売上)	20	特定課税仕入(対課税売上)
	93	特定課税仕入(共通)	30	特定課税仕入(対非課税売上)
	95	特定課税仕入(対非課税売上)	40	特定課税仕入(共通)
仕入 返還用	92	特定課税仕入返還(対課税売上)	50	特定課税仕入返還(対課税売上)
	94	特定課税仕入返還(共通)	60	特定課税仕入返還(対非課税売上)
	96	特定課税仕入返還(対非課税売上)	70	特定課税仕入返還(共通)

今回追加となる消費税区分の入力に関しましては、取引日付による入力制御は行いません。上記の消費税区分の追加に伴い以下の対応をします。

- 入力周り（仕訳入力、帳簿入力、個別元帳、振替伝票入力、入金伝票入力、出金伝票入力、手形台帳画面入力等）において、上記の消費税区分の入力に対応します。
- 消費税試算表、仕入科目明細表において、特定課税仕入れの集計、出力に対応します。
- 総勘定元帳、伝票発行等において、特定課税仕入れの区分、税率の出力に対応します。

4-2. 中小企業チェックリストの対応

全国信用保証協会連合会「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト（平成27年4月制定）、および、日本税理士会連合会「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト（平成27年6月改訂）の新様式を選択できるように対応します。

5. その他の対応内容

障害、仕様差への対応内容については、2015年9月14日に発行を予定しておりますリリースインフォメーションにおいてご案内いたします。

電子申告の対応は、2015年11月リリース予定の2次版での対応を予定しております。

以上、よろしくお願いたします。